

市の機関・市立保育園用

名古屋市教育センター 視聴覚ライブラリー

利 用 の 手 引 き

2020.4改訂

ホームページの活用について

名古屋市教育センターのホームページで、「視聴覚ライブラリー」の利用方法や貸し出し可能な16ミリ映画、ビデオ、DVD教材が検索できるようになっています。（現在、紙冊子の「教材目録」は作成しておりません。）

申し込みに関する書類等も、ダウンロードしてお使いいただけますので、ご利用ください。

名古屋市教育センターのホームページ

<https://www.nagoya-c.ed.jp/>

名古屋市教育センター 視聴覚ライブラリーのホームページ

https://www.nagoya-c.ed.jp/ac/joho/library/index_library.htm

当視聴覚ライブラリーで行う教材・機材の提供などは、学校・社会教育団体や学習グループ等が必要とする視聴覚教育のためのサービス事業です。

教材の複製を行わないなど知的所有権への配慮を怠らないようにお願いいたします。

教 材 ・ 機 材 の 提 供 に つ い て

市の機関・市立保育園

☆ 16ミリ映画、ビデオ、DVD教材の貸し出し要領

1 貸出し可能な教材及び制限

- ◎ 名古屋市教育センター視聴覚ライブラリーのホームページ
https://www.nagoya-c.ed.jp/ac/joho/library/index_library.htm
に掲載されている貸し出し可能な16ミリ映画、ビデオ、DVD教材。
(ホームページで教材の検索ができます。)
- 原則として、貸出し教材の総数量は5本以内とします。
- 貸出し期間は、運搬日を含んで原則7日以内です。

2 貸出し予約の申込方法

- 視聴覚ライブラリーへ電話で予約してください。
(予約専用電話 <052>671-8522)
- 予約時間は、月曜日から金曜日までの午前9時30分～12時、午後1時～4時です。
- 16ミリ映画教材は、同時に、「16ミリ映写機」の貸出しも可能ですので、必要があれば予約時に申し出てください。
- DVD教材は、同時に、「液晶プロジェクター（DVD再生機同梱）」の貸出しも可能ですので、必要があれば予約時に申し出てください。
- 予約後、「視聴覚教材・機材使用申込及び報告書（市の機関・市立保育園用）」に必要事項を記入し、速やかにFAX(<052>671-8522)で送付してください。

3 予約申し込みの期間

- 貸し出し日の3ヶ月前から貸し出し日の2日前までです。
ただし、月曜日に貸出しを希望する場合には、前の週の木曜日までに申し込んでください。(木曜日が祝日の場合は、水曜日までとなります。)

4 電話予約の要領

- ① 視聴覚教材利用団体コード（利用の手引きに記載）
- ② 市の機関名・市立保育園名
- ③ 借用期間
- ④ 貸し出し方法：「来館」
- ⑤ 教材コード、タイトル
- ⑥ 申込者氏名
- ⑦ 機材（「16ミリ映写機」、「液晶プロジェクター（DVD再生機同梱）」）の借用希望の有無

5 「視聴覚教材・機材使用申込及び報告書（市の機関・市立保育園用）」の記入について

- 「16ミリ映写機」や「液晶プロジェクター（DVD再生機同梱）」を借用する場合には、「視聴覚教材・機材使用申込及び報告書（市の機関・市立保育園用）」の機材欄に必要な機材名を○で囲んでください。また、取扱責任者名も記入してください。
- 16ミリ映画、ビデオ、DVD教材を同時に予約するときは、1枚の用紙に記入してください。
- 申し込みに使った「視聴覚教材・教材使用申込及び報告書」は、報告書として使用しますので、必ず原本として手元に残してください。

6 教材・機材の受け取りの方法と留意事項

- 教材・機材は、名古屋市教育センター5階の「視聴覚ライブラリー」で直接受け取ってください。
- 受け取り時間は、午前9時30分～12時、午後1時～5時までです。

7 教材・機材の返却の方法と留意事項

- 教材・機材とともに、名古屋市教育センター5階の「視聴覚ライブラリー」へ直接返却してください。
- 返却受付時間は、午前9時30分～12時、午後1時～5時までです。
- 返却の時には、申し込み時に報告書の原本としてお手元に残しておかれた「視聴覚教材・機材使用申込及び報告書（市の機関・市立保育園用）」に、使用回数や参加人数、対象、教材・機材の状態などを記入し、教材・機材と一緒に視聴覚ライブラリーへ提出してください。

8 その他

- 16ミリ映画教材の映写は慎重に行い、フィルムの損傷を防ぐよう心がけてください。
- 長期にわたって利用されていない16ミリ映写機では、内部のゴム部分の変質や可動部分の摩耗のためフィルムを痛めることができますので、できるだけ映写機を同時に借用してください。
- 視聴後、教材・機材などに異常があったときは、「視聴覚教材・機材使用申込及び報告書」の記入欄にその状況をお書きください。
- ビデオの視聴は、整備されたビデオ再生機を利用し、テープの損傷を防ぐように心がけてください。また、長時間にわたる一時停止や部分的な再生・巻き戻しを繰り返すなどもテープを痛める原因となります。そうした利用はさけてください。
- 複写など違法行為は行わないようにしてください。
- 機材の状態によっては、貸出しを中止する場合もありますのでご了承ください。

視聴覚ライブラリー 電話・F a x <052>671-8522